

令和3年度一般会計補正予算（第14号）案について

令和3年9月9日
千葉県総務部財政課
043-223-2076

緊急事態宣言が延長されることを受け、9月13日から9月30日までの期間、飲食店及び大規模施設等への営業時間短縮等の要請を継続することに伴い、

- ・ 営業時間短縮等に御協力いただく飲食店及び大規模施設等の皆様に支給する協力金
- ・ 飲食店における感染防止対策の現地確認に要する経費

について、補正予算を編成し、9月議会に提案します。

1 補正予算案の概要

補正予算規模 300億70百万円（補正後予算額2兆5,717億17百万円）

[歳入内訳]

- ・ 国庫支出金 300億70百万円（6,128億82百万円→6,429億52百万円）
（地方創生臨時交付金）

【参考】9月補正予算案について

・ 9月1日公表分（第13号）	726億95百万円
・ 今回公表分（第14号）	300億70百万円
合計	1,027億65百万円

2 補正予算の内容

○千葉県感染拡大防止対策協力金事業（経済政策課） 29,650,000 千円
（既定予算とあわせ 288,550,000 千円）

飲食店及び大規模施設等への休業・営業時間の短縮要請について、緊急事態宣言が9月30日まで延長されたことに伴い、9月13日から9月30日までの全期間、要請に御協力いただいた飲食店及び大規模施設等に対して協力金を支給します。

1 飲食店に対する協力金 26,400,000 千円（既定予算とあわせ 255,900,000 千円）

[対象者] 県内全域の飲食店

[主な支給要件]

- ・9月13日以降において酒類を提供する飲食店等は休業すること（酒類の提供を取り止める場合は除く）
- ・酒類を提供しない飲食店等の営業は午後8時までとすること
- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底すること 等

[支給額] 以下の区分に応じて算定した日額×18日

[中小企業] 前年度又は前々年度の1日当たり売上高が、

- ・10万円以下の場合：4万円[日額]
- ・10万円～25万円の場合：前年度又は前々年度の1日当たり売上高×0.4[日額]
- ・25万円を超える場合：10万円[日額]

[大企業] 前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額×0.4(上限20万円)[日額]

※中小企業は1日当たりの売上高に応じての支給となりますが、大企業と同様の方法を選択することも可能です。

※9月13日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、9月16日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から9月30日までの日数分を支給します。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、事業者への要請内容や区域等が変更になることがあります。その場合、協力金の支給額が変動することがあります。

2 大規模施設等に対する協力金 3,250,000千円（既定予算とあわせ 32,650,000千円）

[対象施設] 県内の大規模施設及び当該施設内のテナント・出店者等

[支給対象] 大規模施設：特別措置法24条9項に基づく要請に御協力いただいた1,000㎡超の施設
テナント・出店者等：上記施設又は要請に御協力いただいた1,000㎡超のイベント関連施設等の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業者等

非飲食業カラオケ事業者：食品衛生法に基づく飲食店等営業許可を受けていないカラオケ店

[支給額] ①大規模施設及びテナント・出店者等

下記の1日あたりの支給金額 × 「短縮した時間/本来の営業時間」 × 18日分

- ・大規模施設：休業面積1,000㎡毎に20万円/日

※支給対象のテナント店舗等の数が10以上の場合、1店舗につき2千円が加算されます。

- ・テナント・出店者等：休業面積100㎡毎に2万円/日

②非飲食業カラオケ事業者

2万円/日 × 18日分

（大規模施設及びテナント・出店者等に該当する場合は、上記による）

[支給要件] ①大規模施設及びテナント・出店者等

- ・20時から5時は営業を自粛すること
- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底すること 等

②非飲食業カラオケ事業者

- ・終日休業すること

※9月13日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、9月16日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から9月30日までの日数分を支給します。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、事業者への要請内容や区域等が変更になることがあります。その場合、協力金の支給額が変動することがあります。

○飲食店の感染防止対策に関する現地調査事業（企業立地課） 420,000千円
（既定予算とあわせ 2,150,000千円）

感染防止対策の遵守徹底を図るため、県内全域の飲食店等に対して実施している現地調査について、緊急事態宣言の延長に伴い、継続して実施するとともに、対策や要請内容の遵守が不十分な店舗に対して、繰り返し調査を実施します。

[調査対象] 県内全域の飲食店

[調査期間] 令和3年9月15日～令和3年9月30日

[調査項目例]

- ・座席の間隔の確保 又は アクリル板等の設置
- ・手指消毒の徹底
- ・飲食時以外のマスク着用の推奨
- ・換気の徹底
- ・酒類の提供自粛
- ・時短営業の遵守 など